

みやぎ観光振興会議設置要綱の一部を改正する要綱

みやぎ観光振興会議設置要綱（令和２年５月２２日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
第１から第６（略） <u>（宿泊事業者部会）</u> <u>第７ 振興会議には、必要な事項を調査検討するため、宿泊事業者部会を置くことができる。</u> <u>２ 宿泊事業者部会の設置、運営等に関して必要な事項は、別に定める。</u> （庶務） <u>第８</u> 全体会議の庶務は、経済商工観光部観光戦略課において処理する。 ２ 圏域会議の庶務は、地方振興事務所等において処理する。 （その他） <u>第９</u> この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営その他必要な事項は、経済商工観光部長が別に定める。 ２ 必要に応じ、観光戦略課職員は圏域会議へ、また、地方振興事務所等の職員は全体会議へ同席することができるものとする。	第１から第６（略） （新設） （庶務） 第７ 全体会議の庶務は、経済商工観光部観光戦略課において処理する。 ２ 圏域会議の庶務は、地方振興事務所等において処理する。 （その他） 第８ この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営その他必要な事項は、経済商工観光部長が別に定める。 ２ 必要に応じ、観光戦略課職員は圏域会議へ、また、地方振興事務所等の職員は全体会議へ同席することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和６年〇月〇日から施行する。